

教育実習の受け入れ、申し込みについて

1. 教育実習の受け入れための条件

- (1) 本校の卒業生なおかつ教員志望者に限ります。
- (2) 実習を内諾したあとにおいても、実習生としてふさわしくない行為があった場合、内諾を取り消す可能性があります。
- (3) 実習は、大学における最高学年、実習教科・科目は大学における専攻科目であることを原則とします。
- (4) 教育実習の期間は、原則として、令和7年5月下旬から令和7年6月中旬となります。

*春期の人数が定員に達した場合は、期間を令和7年9月（秋期）とします。

2. 申し込みについて

清林館高校のホームページより、令和7年度教育実習登録というリンクに教育実習登録フォームがあります。そちらのフォームに、回答をお願いします。

その回答を確認後、教務課 教育実習担当者より連絡します。

3. 内諾の通知、事前の打ち合わせについて

- (1) 受け入れの内諾は、大学に令和6年9月下旬までに、本校から通知します。
- (2) 事前打ち合わせは、令和7年5月もしくは令和7年8月に本校で行う予定です。

4. 令和7年度 教育実習 申し込み 受付期間

令和6年4月30日（火）～令和6年7月31日（水）